三　複数の共同システムを統合又は連携する仕組みの構築に係る当該共同システムの設計又は開発

四　協同組織金融機関共同システム（法第三十四条の十六第二項に規定する協同組織金融機関共同システムをいう。）の更新に係る当該協同組織金融機関共同システムの設計又は開発（その業務の規模に照らして特に経営基盤の強化のために共同化措置を実施する必要があるもの）

第百十五条の七　法第三十四条の十六第一項に規定する主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　法第三十四条の十六第一項の申請を行う日の属する事業年度の直前の事業年度末における預金の総額が五兆円未満である銀行等であること。

二　協同組織金融機関であること。

三　その子会社等（第一号の銀行等に該当するものに限る。）の業務の合理化に資するものとして法第三十四条の十六第一項の申請を行う銀行持株会社等であること。

（共同化措置実施計画の提出）

第百十五条の八　法第三十四条の十六第一項の規定により共同化措置実施計画を提出する金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。以下この節において同じ。）は、別紙様式第十四号により作成した共同化措置実施計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　法第三十四条の十六第一項の申請の理由書

二　第百四条第二号から第四号までに掲げる書類

三　当該金融機関等が共同化措置実施計画に係る共同化措置（法第三十四条の十六第一項に規定する共同化措置をいう。以下同じ。）を実施することが見込まれることを証する書面

四　役員の履歴書、当該金融機関等において部門別の損益管理がされていることを証する書面その他の法第三十四条の十六第三項第三号から第五号までに掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

五　当該共同化措置実施計画に記載された共同化措置の実施に要する経費の額の算定根拠を記載した書面

六　その他法第三十四条の十六第四項の規定による認定に係る審査をするため参考となるべき書類

2　法第三十四条の十六第二項の規定により共同化措置実施計画を提出する協同組織中央金融機関又は特定法人（同項に規定する特定法人をいう。以下同じ。）は、別紙様式第十五号により作成した共同化措置実施計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　法第三十四条の十六第二項の申請の理由書

二　前項第二号に掲げる書類（特定法人が共同化措置実施計画を提出する場合にあっては、提出の日前一年以内の一定の日における貸借対照表等、最終の株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類、代表者が当該書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書